

令和6年度 第10回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年1月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和6年度第10回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁右エ門	
○		8	星野 幸夫	
	○	9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	議事参与の制限
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		櫻井 紀彦	

令和6年度

第10回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和7年1月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 00 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 5 番 葦澤 芳子 委員 6 番 川口 恒一郎 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 15 時 50 分

令和6年度 第10回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第10回魚沼市農業委員会総会は、令和7年1月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、整理番号9番佐藤洋一委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第10回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特に報告事項はありません。

第3地区部会副会長（貝瀬正美委員）

特に活動はございませんでした。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も特に報告事項ございません。

広報部部長（阿達正委員）

特にございません。

議 長（上村会長）

それでは、日程1報告事項、それぞれ報告をいただきました。内容等につきまして質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。

議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号5番葦澤芳子委員及び議席番号6番井口恒一郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は220件、793筆、845,892.31㎡の届け出がありました。解約の理由は、契約内容を変更するため、第三者に利用権設定、経営移譲のため、現地不明のため、第三者に売却、労力不足、賃貸人が耕作、貸借人への売却となっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の79ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は22件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士等から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の81ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転贈与2件、使用貸借権設定12件です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,002 m ²
	権利種別	所有権移転	贈与	
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人父所有の農地と相分けの農地であり、一帯を譲受人とその父が耕作してきましたが、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。なお、譲受人は父から経営移譲を受けるとのことです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数もありますので今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか5筆 合計2,597㎡
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、新規就農のためです。譲渡人は農業経験がなく耕作できないため、申請地は市内在住の第三者により耕作されてきましたが、この度、農業を本格的に始めたいと考えていた譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。農地取得後は作業を委託しながら耕作することですが、譲受人は義理の父が所有する農地の耕作経験もあるので、効率よく利用されていくものと考えます。

整理番号3・8番は経営移譲を受けるための親子間での使用貸借権設定です。

整理番号4番・5番・6番・9番・10番・11番・13番・14番は、農業者年金受給のための使用貸借権再設定です。

整理番号7番は経営移譲のため、使用貸借権の再設定です。

整理番号12番につきましては、整理番号2番と関連がありますが、新規就農のため、義理の父が所有する農地を借りるための使用貸借権の設定です。

以上、整理番号1番から14番まで議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号1番ですが、積雪のため現地確認はできませんでしたが、去年耕作されており、1月23日に譲受人宅を訪れて話を聞いてきましたのですが、事務局の説明のとおり父から経営移譲を受けて、これから今後も稲作を続けるということですが、

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、本件につきましては、1月10日に代理人行政書士から情報提供がありました。現状としては、積雪のため現地確認はできませんでしたが、譲受人は現に耕作しておりまして、農業経験もあります。譲渡人とは、1月22日に電話で確認を取りましたが、高齢のため耕作ができないということです。現に農業経験を積んでいます譲受人が贈与を受け、引き続き耕作をするということで、事務局の説明のとおり特に問題はありませぬ。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

それでは、所有権移転贈与に関する整理番号1番並びに2番につきまして、申

請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関わる整理番号3番から14番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から14番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の93ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	田	5.78 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	住宅敷地の拡張		
	転用目的	一般住宅敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担しているため		
	権利種別	所有権移転 贈与		

譲受人は現在、申請地奥にある住宅に居住しておりますが、住宅敷地を拡張し、通路の一部として利用するため、分筆すると共に転用の申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、隣接する宅地に平成18年頃に住宅を建築した時から既に、住宅から国道へ出るための通路の一部として利用していたことから、始末書が提出され、追認の案件となっております。

今後の利用については、これまでどおり通路敷地として利用します。

整理番号1番についての説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第2号、整理番号1番について事務局の説明が終わりました。続いて、担当地区の委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小幡中治委員

整理番号1番ですが、昨日現地確認をしてきました。譲渡人、譲受人とも都合で出席できませんでしたが、譲渡人のお母さん、譲受人のお母さんに立ち会いをしていただきました。また、代理人行政書士からも一緒に来ていただきまして、星野推進委員と私と2人で確認させていただきました。住宅にかかっている所で特に問題がないということで話をいただきましたので、あとは事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。

内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

続いて、整理番号2番お願いいたします。

事務局（櫻井主任）

次の整理番号2番についてであります。議事参与の制限により、櫻井信夫委員はご退席願います。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2	申請地	*****	田ほか1筆	合計 250 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	駐車場敷地の拡張		
	転用目的	駐車場敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担しているため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は現在、申請地の隣接地においてアパートを経営しておりますが、入居者が所有する車輛の増加等により駐車スペースが不足し、整備をする必要があることから、申請地を転用し、車輛8台分のアパート駐車場として利用するため、申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、申請地は以前より耕作はしておらず、時折駐車スペースとして利用しておりました。そのため、この度始末書が提出され、追認の案件となっております。今後の利用については、現在は舗装はされておませんが、転用後はアスファルト舗装をした上で駐車場として利用します。

議 長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号2番ですが、この土地は今は積雪で現状は分かりませんでした。申請地隣とその道路を挟んだ上のところは私が耕作をしているため、見ておりました。事務局の説明どおりまだ舗装はされていませんが、草刈り等はちゃんとしてありました。許可申請後は舗装されるということですので、周りに影響はないと思います。以上です。

議 長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。

内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第2号の整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番につきましては、申請どおり許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の95ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は3件、14筆、合計4,702㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑	137㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		

	非農地の原因	約10年前に相続をしたが、相続人両名が所在地から遠方に居住しているため、耕作放棄となった。		

現況は雑草雑木が繁茂しており、接道がないため農耕車両の通行は困難。耕作不便。

整理番号 2	申請地	***** 田 193 m ²
	新地目	原野
	申請人	*****
	非農地の原因	約 20 年前に相続をしたが、県外に居住しているため耕作放棄となった。国道 352 号線に面しているが、道路との境は傾斜地であり、雑草雑木が繁茂している状況。連担の利用も困難。
整理番号 3	申請地	***** 畑ほか 11 筆 合計 4,372 m ²
	新地目	山林
	申請人	*****
	非農地の原因	いずれの地も約 50 年前までは養蚕のための桑畑として利用していたが、養蚕を止めたことから耕作放棄となった。また、所有者は市外在住であることから耕作困難。いずれの地も、周囲は山林または原野に隣接しており、連担は困難。*****の農地にあたっては、山中奥にあり、一部農耕車両の通行も難しく、現地確認が困難な状況。以上のことから耕作不適・耕作不便。

なお、整理番号 3 における非農地であることの判定については、山中にあり現地到着が困難であったことから、航空写真等を参考としています。

以上、3 件につきまして、現地確認等の状況から変更に変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番・2 番・3 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 3 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番・2 番・3 番については、異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の97ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	399 件
	筆数	1,881 筆
	面積	2,228,466.68 m ²

所有権移転	件数	1 件
	筆数	2 筆
	面積	2,458.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、234ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか1筆
		合計 2,458 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の235ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	1件
	筆数	1筆
	面積	2,420.00 m ²

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで今までと同様に利用集積計画等を定めていますが、中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。

今回、中間管理機構に集積された農地が様々な理由により記載のとおり別の借り手へ転貸されることになり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。つきましては、農業委員会としての意見がある場合はお願いいたします。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容等々ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての整理番号1番について、特に問題なしというようなことの中で意見を出してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、特に異議なしというようなことの中で報告をさせていただきます。ありがとうございました。

その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・総会終了後に行う地域計画案と今後の利用調整の説明会について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案、それぞれの事項につきましては集中審議をいただきました。以上をもって終了とさせていただきます。

（時刻は 15 時 50 分）

上記会議の内容は、令和 6 年度第 10 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 5 番

議席番号 6 番
